

廃棄物処理法の改正概要について

～平成 22 年改正廃棄物処理法が、平成 23 年 4 月 1 日から施行されました～

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が平成 22 年 5 月 19 日に、同法の改正施行令が平成 22 年 12 月 22 日、同法の改正施行規則が平成 23 年 1 月 28 日に公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されました。

なお、不法投棄等の違反行為に係る法人重課の 3 億円以下の罰金については、平成 22 年 6 月 8 日から施行されています。

改 正 事 項	排出 事業者	処理 業者	ページ
I 廃棄物を排出する事業者等による適正な処理を確保するための対策の強化			
1. 土地所有者等に係る通報努力義務の創設	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	2
2. 排出事業者が産業廃棄物を事業場外に保管する場合の届出制の創設	<input type="radio"/>		2
3. 排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化	<input type="radio"/>		5
4. 帳簿対象事業者の拡大	<input type="radio"/>		5
5. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の強化	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	6
6. 産業廃棄物処理業者による委託者への通知の義務付け（処理困難通知）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	6
7. 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を明確化するための措置	<input type="radio"/>		8
8. 報告徴収・立入検査・措置命令の対象の拡充	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	10
9. 不法投棄等に係る罰則の強化等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	10
II 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化			
10. 廃棄物処理施設の定期検査制度の創設（焼却施設、最終処分場等）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	11
11. 廃棄物処理施設における応急措置に係る記録の作成義務の明確化	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	11
12. 廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表（焼却施設、最終処分場等）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	12
13. 維持管理積立金に係る規定の整備（最終処分場）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	14
14. 許可の取消しを受けた最終処分場に係る措置（最終処分場）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	14
15. 管理型最終処分場における導水管等の凍結による破損防止措置（最終処分場）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	14
III 廃棄物処理業の優良化の推進			
16. 優良産廃処理業者認定制度の創設		<input type="radio"/>	15
17. 産業廃棄物処理業等の許可における欠格要件の見直し		<input type="radio"/>	17
18. 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化		<input type="radio"/>	18
IV 排出抑制の徹底			
19. 多量排出事業者処理計画の見直しと罰則の創設	<input type="radio"/>		20
V 適正な循環的利用の確保			
20. 廃棄物の輸入の許可の対象者の拡大	<input type="radio"/>		20
21. 大臣認定制度に係る監督規定等の整備	<input type="radio"/>		21
VI 焼却時の熱利用の促進			
22. 熱回収施設設置者認定制度の創設（焼却施設）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	21
VII その他			
23. 会社法改正に伴う経理的基礎に関する提出書類の見直し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	22
24. 廃石綿等の埋立処分基準の強化	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	22
25. 許可を要さない産業廃棄物処理施設の軽微な変更の見直し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	22
26. 広域再生利用指定制度の廃止（産業廃棄物である自動車用廃タイヤの特例廃止）	<input type="radio"/>		23

1. 土地所有者等に係る通報努力義務の創設 (法第5条第2項)

[全部追加](#)

土地の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有し、若しくは管理する土地において、他の者によって不適正に処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに、その旨を都道府県知事等又は市町村長に通報するように努めなければならない。(法第5条第2項)

<その他>

県条例では、平成16年10月から産業廃棄物に関し、土地所有者、管理者又は占有者による不適正な処理が行われないよう隨時、確認する義務や、知事への報告義務等が設けられています。

2. 排出事業者が産業廃棄物を事業場外に保管する場合の届出制の創設

(法第12条第3項、第4項、第12条の2第3項、第4項、第29条、第33条／規則第8条の2～第8条の2の7、第8条の13の2～第8条の13の6) [全部追加](#)、[特別管理産業廃棄物も同じ](#)

排出事業者は、産業廃棄物を生ずる事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の保管を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事等に届出なければならない。

非常災害のために必要な応急措置として保管を行った事業者は、保管の日から14日以内に届け出なければならない。

届け出た事項を変更しようとするときは、変更する前にあらかじめ届出しなければならない。

届出に係る保管をやめたときは、保管をやめた日から30日以内に届出書を都道府県知事等に提出しなければならない。

(1) 届出の対象

① 産業廃棄物

土木建築に関する工事（建築物その他工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）に伴い生ずる産業廃棄物

② 保管場所の規模

①の産業廃棄物を生ずる事業場の外（建設工事現場の外）において、事業者（元請業者）が自ら保管するものであって、保管場所の面積が300m²以上である場所

ただし、次のア～ウの場合は届出の対象外となる。

ア 産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可に係る事業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管

イ 設置許可を受けた産業廃棄物処理施設（法15条施設）において行われる保管

ウ P C B 廃棄物特別措置法第8条の規定による届出に係るP C B 廃棄物の保管

(2) 届出書の記載事項

① 排出事業者の氏名又は名称（法人にあっては、その代表者の氏名）、住所

② 保管の開始年月日

③ 保管場所の所在地、面積

④ 保管する産業廃棄物の種類

⑤ 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限

※ 保管上限とは、保管場所において保管することができる数量をいう。（P4、(5)参照）

⑥ 屋外において容器を用いずに保管する場合は、その旨及び規定の例による高さのうち最高のもの（P4、(2)②参照）

様式第二号の四（第八条の二の四、第八条の二の七関係）		
産業廃棄物事業場外保管届出書		
年　月　日		
石川県知事	殿	
届出者		
住 所		
氏 名		
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第3項前段 の規定により、関係書類及び 画面を添えて届け出ます。		
所 在 地		
保 管 の 場 所 に 関 す る 事 項	面 積	m ²
保管する産業廃棄物の種類		
積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限		
屋外において容器を用いずに 行う保管の有無（保管を行 う場合にあっては規則第1 条の6の規定の例による 高さのうち最高のもの）		
保 管 開 始 年 月 日	年　月　日	
備考		
積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ(3)の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。		

(日本工業規格 A列4番)

(3) 届出書及び添付書類

届出の種類	規則様式	届出時期	添付書類
産業廃棄物			
事業場外保管届出書	第 2 号の 4	保管する前にあらかじめ 非常災害のために必要な応急措置として保管した場合には、保管した日から起算して 14 日以内	①②③
		改正法の施行の際現に保管を行っている場合は、平成 23 年 6 月 30 日まで	
		変更する前にあらかじめ届出	
事業場外保管変更届出書	第 2 号の 5	変更する前にあらかじめ届出	変更後の①②③
事業場外保管廃止届出書	第 2 号の 6	保管をやめた日から 30 日以内	—
特別管理産業廃棄物			
事業場外保管届出書	第 2 号の 10	保管する前にあらかじめ 非常災害のために必要な応急措置として保管した場合には、保管した日から起算して 14 日以内	①②③
		改正法の施行の際現に保管を行っている場合は、平成 23 年 6 月 30 日まで	
		変更する前にあらかじめ届出	
事業場外保管変更届出書	第 2 号の 11	変更する前にあらかじめ届出	変更後の①②③
事業場外保管廃止届出書	第 2 号の 12	保管をやめた日から 30 日以内	—

添付書類 ① 届出者が保管場所を使用する権原を有することを証する書類

※ 土地の登記事項証明書、土地に係る賃貸借契約書、公図等

原則として、届出日の 3 か月前以降に発行された原本の添付が必要となります。原本との照合ができる場合に限り、コピーの添付ができます。届出時に原本を持参下さい。

② 保管場所の平面図

※ 平面図にあっては、保管場所の範囲及び地番が明らかなもの

③ 付近の見取図

(4) 届出書の提出先

① 届出先

県庁環境部廃棄物対策課、又は保管場所の所在地を所管する保健福祉センターの産業廃棄物監視機動班

なお、金沢市内での保管は、金沢市環境指導課にお問い合わせ下さい。

② 提出部数 3 部提出（1 部は控えで返却します。）

<経過措置>

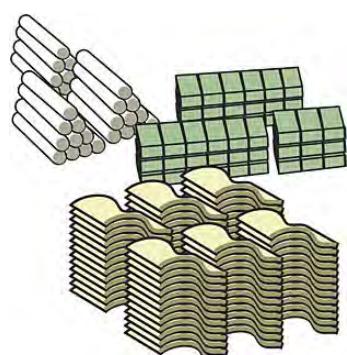
平成 23 年 4 月 1 日の法施行の際現に保管を行っている者は、平成 23 年 6 月 30 日までに、事業場外保管届出書により届け出なければならない。（規則様式第 2 号の 4、第 2 号の 10）

<罰則>

保管の届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（非常災害の必要な応急措置の場合は、20 万円以下の過料）

<その他>

県条例では、平成 16 年 10 月から面積 200m²以上の建設系産業廃棄物の保管場所が届出の対象となっていますが、既に県条例により届け出ている保管場所であっても、面積 300m²以上であれば平成 23 年 6 月 30 日までに法に基づく届出が必要となります。



(参考) 産業廃棄物処理基準における保管に関する基準

【収集運搬(積替え)、処分等のための保管基準】

(1) 保管場所

保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

① 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。

② 見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

ア 縦及び横それぞれ 60 cm 以上であること。

イ 次に掲げる事項を表示したものであること。

○ 産業廃棄物の保管の場所である旨

○ 保管する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)

○ 数量((5)の数量制限以下であって、保管場所において保管することができる産業廃棄物の数量)

○ 屋外において産業廃棄物を容器を用いて保管する場合にあっては、(2)②に規定する高さのうち最高のもの

○ 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

<収集運搬(積替・保管)における掲示板の例>

産業廃棄物の積替・保管場所	
保管する産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリート破片)
面積	60 m ²
数量(保管上限)	30 m ³
積上げ高さ	1.5 m
管理者の氏名又は名称及び連絡先	〇〇株式会社 076-〇〇〇-〇〇〇〇

60cm以上

60cm以上

<処分又は再生における掲示板の例>

産業廃棄物の保管場所	
保管する産業廃棄物の種類	がれき類(コンクリート破片)
面積	120 m ²
数量(保管上限)	100 m ³
積上げ高さ	1.5 m
管理者の氏名又は名称及び連絡先	〇〇株式会社 076-〇〇〇-〇〇〇〇

60cm以上

60cm以上

※面積は、条例に基づく建設系産業廃棄物に係る記載項目

(2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。

① 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

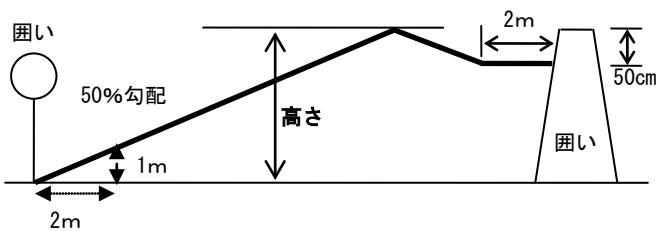
② 屋外において産業廃棄物を容器を用いて保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが、保管の場所の各部分について次の右図に定める高さを超えないようにすること。

③ その他必要な措置

(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(4) 石綿含有産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、石綿含有産業廃棄物が他のものと混合するおそれないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

※石綿含有産業廃棄物の中間処理施設は、溶融施設及び無害化認定施設に限定されていますので、これ以外の施設では処分のための保管はできません。



(5) 収集運搬・処分に伴い保管する場合の数量制限

① 積替えに伴う保管

1 日当たりの平均的な搬出量の 7 日分の数量を超えないようにすること。

② 処分に伴う保管

1 日当たりの処理施設の処理能力に相当する数量の 14 日分の数量を超えないようにすること。

(処分に係る特例)

- ・分別されたものの再生処理施設において、再生のために保管する場合

- 木くず、コンクリート破片 28 日分、アスファルトコンクリート破片 70 日分、

- ・豪雪地帯指定地域で 11 月から翌年 3 月までの間に保管する場合 廃タイヤ 60 日分

3. 排出事業者による処理の状況に関する確認の努力義務の明確化

(法第 12 条第 7 項、第 12 条の 2 第 7 項)

下線部追加、特別管理産業廃棄物も同じ

排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行ひ、当該産業廃棄物について、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

<法に基づく処理の状況に関する確認方法>

まずは、産業廃棄物処理業者等の事業の用に供する施設を実地に確認する方法が考えられる。

また、優良認定又は優良確認を受けている産業廃棄物処理業者に委託している場合など、処理状況や産業廃棄物処理施設の維持管理状況に関する情報がインターネットで公表されている場合には、当該情報により間接的に適正処理を確認する方法も考えられる。

<その他>

県条例では、委託時の実地確認、処理状況の定期的な確認の努力義務が定められています。

4. 帳簿対象事業者の拡大

(法第 12 条第 13 項、第 12 条の 2 第 14 項／令第 6 条の 4／規則第 8 条の 5、第 8 条の 18) 下線部追加

次の(1)に掲げる事業者は、帳簿を備え、産業廃棄物の処理について、次の(2)に掲げる事項を記載しなければならない。

帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における事項について、記載を終了していかなければならない。帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後 5 年間保存すること。

(1) 帳簿を備えることを要する排出事業者

- ① 産業廃棄物処理施設（法 15 条施設）を設置している事業者
- ② 産業廃棄物処理施設（法 15 条施設）以外の焼却施設を設置している事業者
- ③ 排出事業場外において自ら処分（再生）を行う事業者
- ④ 特別管理産業廃棄物を生ずる事業者

(2) 帳簿の記載事項

産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）

ごとに、次に掲げる事項

		追加		追加	
帳簿を備える者		①産業廃棄物処理施設（法 15 条施設）を設置している事業者	②産業廃棄物処理施設（法 15 条施設）以外の焼却施設を設置している事業者	③排出事業場外において自ら処分（再生）を行う事業者	④特別管理産業廃棄物を生ずる事業者
運搬	1 当該（特別管理）産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地	—	—	○	○
	2 運搬年月日	—	—	○	○
	3 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量	—	—	○	○
	4 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量	—	—	○	○
処分	1 当該（特別管理）産業廃棄物の処分を行った事業場の名称及び所在地	—	—	○	○
	2 処分年月日	○	○	○	○
	3 処分方法ごとの処分量	○	○	○	○
	4 処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量	○	○	○	○

※ 産業廃棄物処理業者が備える帳簿については、従前通り別途必要。

<罰則>

帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者は、30 万円以下の罰金

5. 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の強化

(法第 12 条の 3、第 12 条の 4、第 19 条の 5／規則第 8 条の 21 の 2)

下線部追加

- (1) マニフェストの交付者は、A 票を交付日から 5 年間、B 2 票、D 票及び E 票を、運搬受託者及び処分受託者から送付を受けた日から 5 年間保存しなければならない。
- (2) 産業廃棄物の運搬受託者又は処分受託者は、マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しを受けてはならない。
※ ただし、電子マニフェストを使用した排出事業者から、電子マニフェストを使用した報告を求められた処理受託者にあっては、この限りでない。また、家電リサイクル法、自動車リサイクル法、広域認定業者等のマニフェスト制度の適用が除外されている場合について対象外。
- (3) (1) (2) に違反した者について、措置命令（法第 19 条の 5）の対象に追加された。

<経過措置>

マニフェストの交付者が A 票を保存しなければならないこととする規定は、施行日以後にマニフェストを交付した者に適用

<罰則>

マニフェストの保存又はその写しを保存しなかった者、マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた運搬受託者又は処分受託者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金。

6. 産業廃棄物処理業者による委託者への通知の義務付け（処理困難通知）(法第 14 条、第 14 条の 4／規則第 10 条の 6 の 2～第 10 条の 6 の 4、規則第 10 条の 18 の 2～第 10 条の 18 の 4 等)
全部追加、特別管理産業廃棄物も同じ**(1) 産業廃棄物処理業者による委託者への通知**

産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由が生じたときは、10 日以内に、その旨を当該委託した者に書面により通知しなければならない。

産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者は、通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から 5 年間保存しなければならない。（通知の発出及び通知の保存は、電子ファイルで行うことも可能。）

① 産業廃棄物の処理を適正に行うことが困難となる事由

ア 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設において破損その他の事故が発生し、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する産業廃棄物の数量が処分等のための保管上限に達したこと。

イ 産業廃棄物処理業の全部又は一部を廃止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分がその事業の範囲に含まれないこととなったこと。

ウ 事業の用に供する産業廃棄物処理施設を廃止し、又は休止したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の処分を行うことができなくなったこと。

エ 事業の用に供する産業廃棄物処理施設である最終処分場に係る埋立処分が終了したことにより、現に委託を受けている産業廃棄物の埋立処分を行うことができなくなったこと。

オ 産業廃棄物処理業者又はその役員などが欠格要件に該当するに至ったこと。

カ 事業停止命令を受けたこと。

キ 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、施設許可の取消しを受けたこと。

ク 産業廃棄物処理施設を設置している場合において、使用停止命令、改善命令又は措置命令を受け、当該処理施設を使用することができないことにより、当該処理施設において保管する産業廃棄物の数量が処分等のための保管上限に達したこと。

② 通知すべき受託者の範囲

適正な処理が困難となった産業廃棄物に係る委託契約を締結している排出事業者すべて

③ 通知の手続き

①の事由が生じた日から 10 日以内に、次のア、イの事項を記載した書面を産業廃棄物の収集、運搬又は処分を委託した者に送付しなければならない。

ア 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の氏名又は名称及び住所

並びに法人にあっては、代表者の氏名

イ ①の事由が生じた年月日及び当該事由の内容

(2) 通知を受けた排出事業者（中間処理業者を含む。）が講ずべき措置

① 通知を受けた排出事業者は、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握しなければならない。

② 通知を受けた際に産業廃棄物処理業者に引き渡した産業廃棄物について処理が終了した旨のマニフェストの送付を受けていないときは、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずるとともに、当該通知を受けた日から 30 日以内に、措置内容等報告書を都道府県知事等に提出しなければならない。

※ 排出事業者が講ずべき措置の例

- ・ 通知を発出した産業廃棄物処理業者に新たな処理委託は行わないこと。
- ・ 委託した産業廃棄物が処分されていないことが判明した場合にあっては、委託契約を解除して、他の産業廃棄物処理業者に処分を委託し直すこと。
- ・ 委託した産業廃棄物が再委託可能なものである場合にあっては、通知を発出した産業廃棄物処理業者に依頼し、他の産業廃棄物処理業者に再委託基準に則って再委託されること。

<罰則>

処理困難の通知をしなかった者、虚偽の通知をした者、又は通知の写しを保存しなかった者は、6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金

措置内容等報告書の提出に係る違反について、勧告を受け、命令に従わなかった者は、6 月以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金

7. 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任を明確化するための措置

(法第 21 条の 3、規則第 7 条の 2 第 3 項第 9 号、第 18 条の 2 等)

全部追加

(1) 建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理の責任

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「建設工事」という。）が、数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律の規定の適用については、当該建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者から直接建設工事を請け負った建設業（建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。以下同じ。）を営む者（以下「元請業者」という。）を事業者とする。

→ 建設工事に伴い生ずる廃棄物の法の適用は、元請業者を排出事業者とする。

(2) 下請負人が行う保管に関する基準

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について当該建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者から当該建設工事の全部又は一部を請け負った建設業を営む者（以下「下請負人」という。）が行う保管に関しては、当該下請負人もまた事業者とみなして、産業廃棄物保管基準、改善命令の規定を適用する。

(3) 下請負人が行う廃棄物の運搬に係る例外 (以下の条件を全て満たした場合のみ可能となります)

次の①～⑤のいずれにも該当すると認められる建設工事に伴い生ずる廃棄物について当該建設工事に係る書面による請負契約で定めるところにより下請負人が自らその運搬を行う場合については、(1)の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

① 次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物であるもの

ア 解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事（維持修繕工事）であって、その請負代金の額が 500 万円以下であるもの

※ 「請負代金の額」とは、発注者からの元請負担金をいうこと。

建設工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合は、これを一の契約で請け負ったものとみなして適用する。ただし、事故、災害等により建築物その他の工作物が崩壊しつつあり、緊急に修繕の必要がある場合など、正当な理由に基づいて契約を分割したときは含まれない。

イ 引渡しがされた建築物等の瑕疵の補修に関する工事（瑕疵補修工事）であって、これが請負人に施工されることとした場合における適正な請負代金相当額が 500 万円以下であるもの。

② 特別管理廃棄物以外の廃棄物であること

③ 1 回当たりに運搬される量が 1m³以下であることが明らかとなるよう区分して運搬されるもの。

④ 当該廃棄物を生ずる事業場の所在地の属する都道府県又は隣接する都道府県の区域内に存し、元請業者が所有権又は使用する権原を有する施設（積替え又は保管の場所を含み）に運搬されるもの。

※ 使用する権原を有する施設とは、元請業者が第三者から貸借している場合のほか、下請負人又は中間処理業者から貸借している場合も含まれる。また、元請業者と廃棄物の処理の委託契約をした廃棄物処理業者の事業の用に供する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に、下請負人が当該廃棄物を運搬する場合についても、元請業者が使用する権原を有する施設に運搬されるものであると解釈される。

⑤ 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの。

前述の①～⑤のいずれにも該当する産業廃棄物を運搬する下請負人は、改正された産業廃棄物処理基準に基づき、次のア～オおよび i 、 ii の書面を携行しなければならない。

ア 下請負人の氏名又は名称及び住所

イ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量

ウ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先

エ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

オ 前述の①～⑤に規定する場合において行われる場合であることを証する書面

→個別の建設工事ごとに、次ページの別記様式を参考に交わし、携行することが必要となる。

i 請負契約の基本契約書の写し（ただし、注文請書等により、当該別紙が請負契約の基本契約書に基づくものであることが確認できる場合には、当該注文請書等を備え付けることで足りる。）

ii 当該産業廃棄物を、処分業者に引き渡す場合には、元請業者が交付した産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物管理票は元請業者が交付すること。

下請負人を経由して受託者に産業廃棄物管理票を交付することは差し支えない。この場合には、「交付を担当した者の氏名」欄には、当該交付を担当した下請負人の氏名を記載すること。

元請業者が下請負人に運搬の委託をしているわけないことから、元請業者が自ら運搬する場合と同様、「運搬受託者」と「運搬の受託」欄に下請負人の氏名等を記入する必要はないこと。

〈下請業者が、収集運搬業の許可を受けないで、元請業者の保管場所に自ら運搬する場合における車両に携行しなければならない書面〉

別記様式	
(表面)	
平成 年 月 日	
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 21 条の 3 第 3 項の規定により、下記の廃棄物については、 下請負人が自ら運搬することとします。	
元請業者 住 所 氏名又は名称 電話番号	印
下請負人 住 所 氏名又は名称 電話番号	印
下請負人 住 所 氏名又は名称 電話番号	印
事業場の所在地	
発注者	
運搬する廃棄物の種類及び一回 当たるの運搬量	量
保管せず運搬先へ直送する旨も記載のこと	
運搬先の施設の所有権原を有することを誓約します。	
運搬先の施設の 所 有 権 又は使 用 権	元請業者の 氏名又は名称
印	

(日本工業規格 A4 ページ)

(裏面)	
運搬を行う期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
運 費 を 行 う 業 員 の 氏 名	
運搬車の車両番号	
維持修理工事の場合	
当該廃棄物を生ずる維持修理工事の元請負代金が 500 万円以下であることを誓約します。	
元請業者の 氏名又は名称	印
搬送修理工事の場合	
引 渡 年 月 日	平成 年 月 日
当該廃棄物を生ずる搬送修理工事の元請負代金が 500 万円以下であることを誓約します。	
元請業者の 氏名又は名称	印
備考	
1 元請業者及び下請負人の押印は、請負契約の基本契約書において定められた建設工事の責任者（工事実務者長）又は当該基本契約書の締結者（支店長等）の押印又は署名（足りるものとする）。 2 本件の同一担当者の運搬量は、該数量 1t 以下であることをわかるよう記載するものとし、数量の記載（例：一基）でよいものとする。また、フレンソノットを用いて運搬する場合は、当該フレンソノットを記載するものとする。 3 運搬先の施設の所有権又は使用権を有する旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印は、建設工事の責任者は基本契約書の記載の押印又は署名（足りるものとする）。 4 使用する権利を有する場合は、元請業者が第三者から貸借している場合のほか、下請負人又は中間的廃棄物処理業者の請負代金の額又は搬送修理工事の請負代金相当額が 500 万円以下である旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。また、元請業者が搬送する他の施設に記載した廃棄物処理業者の事業の用に供する施設（構修又は保管の場所を含む。）に、下請負人が当該廃棄物を搬送する場合も含まれる。 5 維持修理工事の請負代金の額又は搬送修理工事の請負代金相当額が 500 万円以下である旨の誓約は、元請業者が記載し、押印するものとする。この場合の押印も、建設工事の責任者は基本契約書の締結者（支店長等）の押印又は署名（足りるものとする）。	



この場合、排出事業者の自ら運搬に該当することから、下請業者の収集運搬車両の両側面には、「産業廃棄物収集運搬車」、「下請負人の氏名又は名称」を表示しなければならない。

→ 下請負人は、原則、収集運搬業の許可がなければ廃棄物の収集又は運搬を行うことができない。

①～⑤の要件を満たさずに収集運搬業の許可を有しない下請負人が運搬を行った場合には、元請業者は、委託基準違反になり、下請負人は無許可営業となる。

(4) 下請負人が行う廃棄物の処理の委託

建設工事に伴い生ずる廃棄物について下請負人がその運搬又は処分を他人に委託する場合は、(1)の規定にかかわらず、当該下請負人を事業者とみなし、当該廃棄物を当該下請負人の廃棄物とみなす。

→ 他人に廃棄物の処理を委託する場合にあっては、排出事業者である元請業者が、委託基準に従い産業廃棄物処理業者等に委託しなければならないが、下請負人が廃棄物の処理を他人に委託する場合、法の適用がなくなることから、下請負人に委託基準及びマニフェストを交付等する義務を適用し、法の規定に基づく適正な処理が確保されるよう措置するものである。

この規定は、下請負人が廃棄物の処理を委託することを推奨するものではない。

(5) 元請業者に対する措置命令

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、下請負人により不適正処理が行われた場合であって、元請業者が適正にその運搬又は処分を委託していなかったときは、都道府県知事等は、不適正に処理を行った下請負人に加え、元請業者に対しても、生活環境保全上の支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

→ 元請業者が、排出事業者責任に基づき自ら又は他人に委託してその廃棄物を適正に処理しなければならないにもかかわらずこれを行わず、下請負人が、当該産業廃棄物の処理を自ら又は他人に委託して行った結果、生活環境保全上の支障等が生じた場合には、元請業者が本来行うべき行為を行わなかつたという事実によって、元請業者に過失があるものと考えられる。

8. 報告徴収・立入検査・措置命令の対象の拡充

(法第 18 条、第 19 条、第 19 条の 5)

一部追加

- (1) **報告徴収** 「その他の関係者」を追加。

※ その他の関係者：不適正な処理がなされた土地の所有者、占有者や不適正処理の関与が疑われる者等を広く含む。

- (2) **立入検査** 「その他の関係者の事務所・事業場、車両、船舶その他の場所」を追加。

※ その他の場所：航空機、コンテナ等を広く含む。

- (3) **措置命令** ①「産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の保管」、

②「産業廃棄物保管基準に適合しない産業廃棄物の保管」、

③「マニフェストの交付を受けずに産業廃棄物の引渡しを受けた者」、

④「建設工事の下請負人が措置命令を受ける場合におけるその元請業者（適正に他人に委託して排出事業者責任を果たしていた者を除く。）」
を追加

9. 不法投棄等に係る罰則の強化（法第 29 条～32 条）一部追加

- (1) **3 億円以下の罰金**

不法投棄・不法焼却・無確認輸出（未遂も含む。）、無許可営業、許可の不正取得に係る法人に対しての罰金（時効期間：5 年）

※ 1 億円以下の罰金 → 3 億円以下の罰金

- (2) **6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金**

保管の届出違反

マニフェストの交付を受けない産業廃棄物の引受け禁止違反

処理困難時の委託者への通知義務・通知保存義務違反

- (3) **30 万円以下の罰金**

定期検査の拒否・妨害・忌避

- (4) **20 万円以下の過料**

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の提出、実施状況報告義務違反

10. 廃棄物処理施設の定期検査制度の創設

(法第 8 条の 2 の 2、第 15 条の 2 の 2／規則第 12 条の 5 の 2～第 12 条の 5 の 4 等)

全部追加

次の廃棄物処理施設の設置者等は、処理施設の技術上の基準に適合しているかどうかについて、都道府県知事等による定期検査を受けなければならない。

(1) 対象となる廃棄物処理施設

- ① 一般廃棄物処理施設：焼却施設、最終処分場（いずれも市町村の設置に係るものを除く。）
- ② 産業廃棄物処理施設：焼却施設、石綿溶融施設、P C B 処理施設、最終処分場

(2) 定期検査の頻度

検査は、新規設置許可若しくは変更許可に伴う使用前検査を受けた日、又は直近において行われた定期検査を受けた日のうちいずれか遅い日から、5年3月以内ごとに受けなければならない。

<経過措置>

施行の際に現に許可を受けている者は、次の期間期限内に定期検査を受けなければならない。

- ① 平成 5 年 3 月 31 日以前の許可施設 : 平成 24 年 3 月 31 日まで
- ② 平成 5 年 4 月 1 日～ 平成 8 年 3 月 31 日の許可施設 : 平成 25 年 3 月 31 日まで
- ③ 平成 8 年 4 月 1 日～ 平成 10 年 3 月 31 日の許可施設 : 平成 26 年 3 月 31 日まで
- ④ 平成 10 年 4 月 1 日～ 平成 15 年 3 月 31 日の許可施設 : 平成 27 年 3 月 31 日まで
- ⑤ 平成 15 年 4 月 1 日～ 平成 23 年 3 月 31 日の許可施設 : 平成 28 年 3 月 31 日まで

※ 過去の法令改正により、処理施設の設置の許可を受けたものとみなされた者が改正法の施行後初めて受ける定期検査の受検期限については、許可を受けたものとみなされた年月日に応じて判断することとなる。

(3) 定期検査の申請及び通知

定期検査を受けようとする者は、あらかじめ、産業廃棄物処理施設定期検査申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。（規則様式第 20 号の 2）

※ 産業廃棄物処理施設定期検査手数料：33,000 円（石川県手数料条例）

都道府県知事等は、定期検査結果通知書を交付します。（規則様式第 20 号の 3）

<罰則>

定期検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、30 万円以下の罰金

11. 廃棄物処理施設における応急の措置に係る記録の作成義務の明確化

(規則第 12 条の 6／基準省令第 2 条 2 項) 下線部追加、一般廃棄物処理施設も同様

<産業廃棄物処理施設の技術上の基準の改正>

(1) 中間処理施設

施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第 21 条の 2 第 1 項の事故時の応急の措置を含む。）の記録を作成し、3 年間保存すること。

(2) 最終処分場

埋立地に埋め立てられた産業廃棄物の種類及び数量並びに最終処分場の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置（法第 21 条の 2 第 1 項の事故時の応急の措置を含む。）の記録を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。

（事故時の措置）

法第 21 条の 2

一般廃棄物の処理施設又は産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの（以下この項において「特定処理施設」という。）の設置者は、当該特定処理施設において破損その他の事故が発生し、当該特定処理施設において処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を都道府県知事に届け出なければならない。



12. 廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表

(法第 8 条の 3、第 9 条の 3、第 15 条の 2 の 3／規則第 12 条の 7 の 2 等)

全部追加

次の廃棄物処理施設の設置者又は管理者は、当該廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する次の情報について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

<対象となる廃棄物処理施設>

- ① 一般廃棄物処理施設：焼却施設、最終処分場（市町村の設置に係るものを含む。）
- ② 産業廃棄物処理施設：焼却施設、石綿溶融施設、P C B 処理施設、最終処分場

<インターネットでの公表内容>

- ① 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- ② 廃棄物処理施設の維持管理の状況

○焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）

	公表する事項	公表期間	
1	処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日から 3 年間	
2	連続測定することとされている(1)～(4)の測定に関する①～③に係る事項 (1) 燃焼室中の燃焼ガスの温度 (2) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度 (3) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度 (4) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合の焼成炉中の温度	<p style="text-align: center;"><公表項目></p> <p>① 当該測定を行った位置 ② 当該測定結果の得られた年月日 ③ 当該測定の結果</p>	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日から 3 年間
3	冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日	除去を行った日の属する月の翌月の末日から 3 年間	
4	(1)～(2)の測定に関する①～④に係る事項 (1) 1 年に 1 回以上測定することとされている煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度 (2) 6 ヶ月に 1 回以上測定することとされている煙突から排出される排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）	<p style="text-align: center;"><公表項目></p> <p>① 当該測定に係る排ガスを採取した位置 ② 当該測定に係る排ガスを採取した年月日 ③ 当該測定結果の得られた年月日 ④ 当該測定の結果</p>	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日から 3 年間

○安定型最終処分場

	公表する事項	公表期間
1	埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日から 3 年間
2	擁壁等の定期的な点検に関する次の事項 ① 当該点検を行った年月日及びその結果 ② 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	<p>① 点検を行った日の属する月の翌月の末日から 3 年間 ② 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日から 3 年間</p>
3	年 1 回以上測定することとされている残余の埋立容量の測定を行った年月日及びその結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日から 3 年間
4	最終処分場に搬入した産業廃棄物の展開検査に関する次の事項 ① 当該検査の各月ごとの実施回数 ② 当該検査の結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	<p>① 翌月の末日から 3 年間 ② 当該付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日から 3 年間</p>
5	最終処分場の周縁の地下水及び浸透水の水質検査に関する次の事項 ① 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した場所 ② 当該水質検査に係る地下水又は浸透水を採取した年月日 ③ 当該水質検査の結果の得られた年月日 ④ 当該水質検査の結果	水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日から 3 年間
6	5 の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く。）におけるその原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置に関する次の事項 ① 当該措置を講じた年月日 ② 当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日から 3 年間

○管理型最終処分場

	公表する事項	公表期間
1	埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日から 3 年間
2	擁壁等の定期的な点検に関する次の事項 ① 当該点検を行った年月日及びその結果 ② 当該点検の結果、擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	① 点検を行った日の属する月の翌月の末日から 3 年間 ② 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日から 3 年間
3	遮水工の定期的な点検に関する次の事項 ① 当該点検を行った年月日及びその結果 ② 当該点検の結果、遮水工の遮水効果が低下するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	① 点検を行った日の属する月の翌月の末日から 3 年間 ② 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日から 3 年間
4	最終処分場の周縁の地下水等及び放流水の水質検査（ダイオキシン類を含む。）に関する次の事項 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した場所 当該水質検査に係る地下水等又は放流水を採取した年月日 当該水質検査の結果を得られた年月日 当該水質検査の結果	水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日から 3 年間
5	4 の水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く。）におけるその原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置に関する次の事項 ① 当該措置を講じた年月日 ② 当該措置の内容	当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日から 3 年間
6	調整池の定期的な点検に関する次の事項 ① 当該点検を行った年月日及びその結果 ② 当該点検の結果、調整池が損壊するおそれがあると認められた場合に措置を講じた年月日及び当該措置の内容	① 点検を行った日の属する月の翌月の末日から 3 年間 ② 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日から 3 年間
7	浸出液処理設備の機能の状態の定期的な点検に関する次の事項 ① 当該点検を行った年月日及びその結果 ② 当該点検の結果、浸出液処理設備の機能に異状が認められた場合に措置を講じたその年月日及び当該措置の内容	① 点検を行った日の属する月の翌月の末日から 3 年間 ② 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日から 3 年間
8	有効な防凍のための措置の状況に係る定期的な点検に関する次の事項 ① 当該点検を行った年月日及びその結果 ② 当該点検の結果、有効な防凍のための措置の状況に異状が認められた場合に必要な措置を講じた年月日及び当該必要な措置の内容 注）施行の際に現に許可を受けている者は、平成 23 年 9 月 30 日までの間は適用しない。	① 点検を行った日の属する月の翌月の末日から 3 年間 ② 当該措置を講じた日の属する月の翌月の末日から 3 年間
9	年 1 回以上測定することとされている残余の埋立容量の測定を行った年月日及びその結果	測定の結果の得られた日の属する月の翌月の末日から 3 年間

※ 一般廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場）及び産業廃棄物処理施設（ガス化改質方式の焼却施設、電気炉等を用いた焼却施設、石綿溶融施設、P C B 処理施設及び遮断型最終処分場）の公表事項等は、省略。

※ 「その他の適切な方法」としては、連続測定に関する維持管理情報について、インターネットでの公表が困難な場合に、求めに応じて C D - R O M を配布することや、紙媒体での記録を事業場の閲覧させること等が該当する。

<経過措置>

維持管理に関する計画に限り、平成 10 年 6 月 17 日前の許可または届出に係る廃棄物処理施設については、当該施設の維持管理に関する計画の策定が義務付けられていなかったことから、これらの施設については、変更の許可を受け、又は届出をするまでの間は、維持管理に関する情報を公表する改正規定のうち、維持管理に関する計画を公表する部分については適用しないこととしたこと（改正法附則第 4 条）。



13. 維持管理積立金に係る規定の整備 (法第 8 条の 5、第 9 条の 2 の 2、第 15 条の 2 の 4、 第 15 条の 3)**下線部追加、特定一般廃棄物最終処分場も同様**

特定産業廃棄物最終処分場の設置者 又は特定産業廃棄物最終処分場の設置者であった者若しくはその承継人（これらの者が法人である場合において、当該法人が解散し、当該特定産業廃棄物最終処分場を承継する者が存在しないときは、当該法人の役員であった者を含む。）は、（略）当該特定産業廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金を取り戻すことができる。

都道府県知事等は、特定産業廃棄物最終処分場の設置者が、維持管理積立金の積立をしていないときは、当該産業廃棄物処理施設に係る許可を取り消すことができる。

14. 許可の取消しを受けた最終処分場に係る措置 (法第 9 条の 2 の 3、第 15 条の 3 の 2)**全部追加、許可を受けた一般廃棄物最終処分場も同様**

産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場について、許可を受けた者が当該許可を取り消されたときは、当該許可を取り消された者又はその承継人（以下「旧設置者等」という。）は、都道府県知事の廃止確認を受けるまでの間は、定期検査の受検、維持管理基準の順守、維持管理計画及び維持管理の状況に関する情報の公表、維持管理に関する事項の記録及び閲覧、周辺地域への配慮、技術管理者の配置、事故時の措置の義務を負うとともに、改善命令、報告徴収及び立入検査の対象となること。

<承継人とは、以下の①～③のいずれかに該当する者をいうこと。>

- ① 許可が取り消された廃棄物の最終処分場（以下「旧廃棄物最終処分場」という。）を譲り受け、又は借り受けた者
- ② 旧廃棄物最終処分場の設置者であった法人の合併又は分割により、当該旧廃棄物最終処分場を承継した法人
- ③ 旧廃棄物最終処分場の設置者であった者について相続のあったときの相続人

※ 設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、設置許可が取り消された者等にその維持管理を義務付けたもの。

15. 管理型最終処分場における導水管等の凍結による破損防止措置**(基準省令第 1 条、第 2 条)****全部追加、一般廃棄物最終処分場も同様**

産業廃棄物の管理型最終処分場に係る技術上の基準において、浸出液処理設備に保有水等を流入させるために設ける導水管、又は浸出液処理設備の配管の凍結により、破損のおそれがある部分には、有効な防凍のための措置、当該措置の状況の定期的な点検、異状を認めた場合の速やかな措置が義務付けられた。

<経過措置>

施行の際に現に許可を受けている者の最終処分場に関しては、平成 23 年 9 月 30 日までの間は適用しない。



16. 優良産廃処理業者認定制度の創設

(法第14条、第14条の4／令第6条の9、第6条の11、第6条の13、第6条の14／規則第9条の3、第10条の2、第10条の4の2、第10条の12の2、第10条の16の2) 全部追加

優良で信頼できる処理業者を育成するために、改正前は一律5年とされている産業廃棄物処理業の許可の有効期間について、産業廃棄物処理業の許可の更新に際し、優良基準に適合する旨の都道府県知事等の認定（優良認定）を受けたものは、有効期間が7年となり、許可証に「優良」の記載が追加される。

〈優良基準〉

- (1) 従前の許可の有効期間において特定不利益处分を受けていないこと

※ 従前の許可：更新の申請段階で現に受けている許可

※ 特定不利益処分

事業停止命令、廃棄物処理施設に係る改善・
使用停止命令・設置許可取消、再生利用認定・
広域認定・無害化認定の取消、不適正処理時の
改善命令・措置命令

- (2) 次に掲げる事項について、申請の日前6月間に
わたり、インターネットで公開し、かつ、所定の
頻度により更新していること。

① 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業共通の公開事項

- 申請者が法人である場合には当該法人に関する事項（更新は、変更の都度((5)は年1回以上)）

(1)名称、(2)事務所又は事業場の所在地、(3)設立年月日、(4)資本金又は出資金、(5)代表者等の氏名及び就任年月日 (6)事業の内容

- 申請者が個人である場合、氏名、住所及び事業の内容（更新は、変更の都度）
 - 事業計画の概要（更新は、変更の都度）
 - 許可証の写し（更新は、変更の都度）
 - 申請者が法人である場合、直前3年間分の財務諸表（更新は、年1回以上）
 - 事業者が産業廃棄物の処分を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法（更新は、変更の都度）
 - 業務を掌握する組織及び人員配置（更新は、変更の都度（人員配置については年1回以上））
 - 生活環境保全上の利害関係者に対する事業場の公開の有無及び公開頻度（更新は、変更の都度）

② 産業廃棄物収集運搬業のみの公開事項

- 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車にかかる低公害車の導入の状況（更新は、年1回以上）
 - 積替え保管施設の所在地、面積、積替え保管を行う廃棄物の種類、保管上限（更新は、変更の都度）
 - 直前3年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に係る次の事項（更新は、年1回以上）

産業廃棄物の種類ごとの受入量、産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量

様式第七号の二(第十条の二関係)	
許可番号	
産業廃棄物収集運搬業許可証	
<p>住 所</p> <p>氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条 第1項 の許可を受けた者であることを 証する。</p>	
<p>都道府県知事</p> <p>(市長)</p>	
許可の年月日	年 月 日
許可の有効年月日	年 月 日
印	
<p>1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること）</p> <p>2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ</p> <p>3. 許可の条件</p> <p>4. 許可の更新又は変更の状況</p>	
年 月 日	(内 容)
<p>5. 積替え許可の有無 有・無</p> <p>（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）</p> <p>市名 許可番号</p>	
<p>6. 規則第9条の第2項5項の規定による許可証の提出の有無 有・無</p>	
<p>備考</p> <p>市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要すること。</p>	

(日本工業規格 A列4番)

③ 産業廃棄物処分業のみの公開事項

- 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に係る当該施設ごとの事項（更新は、変更の都度）

〔設置場所、設置年月日、当該施設の種類、当該施設において処理する産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造及び設備の概要、当該施設について産業廃棄物処理施設の設置許可がある場合は許可証の写し〕

- 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図（更新は、変更の都度）

- 直前 1 年間において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（更新は、年 1 回以上）

〔当該産業廃棄物の種類ごとの受入量、当該産業廃棄物の処分方法ごとの処分量、公開日の前々月の末日における当該産業廃棄物の保管量、当該産業廃棄物の処分後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法、当該産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法〕

- 直前 3 年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する事項（更新は、年 1 回以上）

〔当該産業廃棄物の種類ごとの受入量、当該産業廃棄物の処分方法ごとの処分量
当該産業廃棄物の処分後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量〕

- 直前 3 年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（更新は、年 1 回以上）※公開事項は、p 8 「11 維持管理の状況に関する情報」に同じ

- 直前 3 年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収より得られた熱量及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量（更新は、年 1 回以上）

(3) ISO14001 又はエコアクション 21 を取得していること。

(4) 電子マニフェストの利用が可能であること。

(5) 直前 3 年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 10% 以上あること。

(6) 直前 3 年の各事業年度における経常利益金額等の平均額が 0 円を超えていていること。

(7) 法人税、消費税、住民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料並びに労働保険料を滞納していないこと。

(8) 特定廃棄物最終処分場の維持管理積立金の積立をしていること。

＜経過措置＞

平成 23 年 4 月 1 日の法施行の際現に産業廃棄物処理業の許可を受けている者が、その許可の有効期間の満了の日までの間に、優良基準に適合するものとして、都道府県知事等の確認（優良確認）を受けたときは、現に受けている許可の有効期限を 2 年延長し、当該許可の有効期限は 7 年とする。

確認を受けようとする者は、優良基準に適合することを証する書類等を添付した優良基準適合確認申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。（附則様式）

※ 確認の申請の日前 6 月間の情報公開期間には、施行前の規則に従って公開し、更新した期間を含む。

※ 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の許可の区分ごとに確認を受けることができる。

＜その他詳細について＞

申請方法等の詳細については、優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 23 年 3 月）を参照ください。

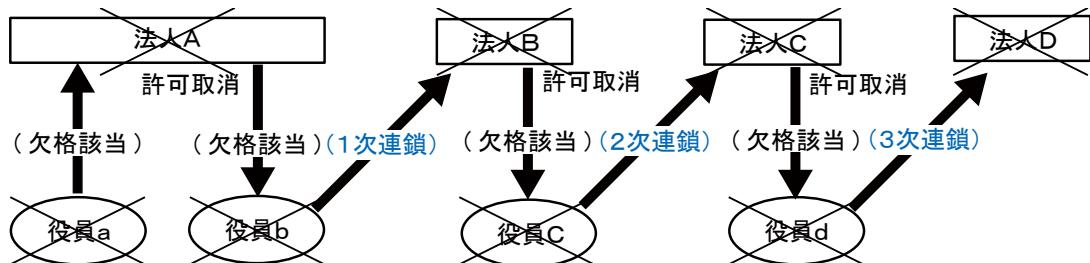
17. 産業廃棄物処理業等の許可における欠格要件の見直し

(法第 7 条、第 7 条の 4、第 14 条の 3 の 2、第 14 条の 6)

一部変更

<改正前>

廃棄物処理業者である法人又はその役員 a が欠格要件に該当することを発端に、許可の取消しが役員の兼務先にまで無限に連鎖していく仕組みとなっていた。



欠格要件：適正な廃棄物処理業の遂行を期待し得ない不適格者と認められる要件をいう。

廃棄物処理法においては、事業者がこの欠格要件に該当した場合には都道府県知事等は、その者の事業許可を取り消さなければならない。

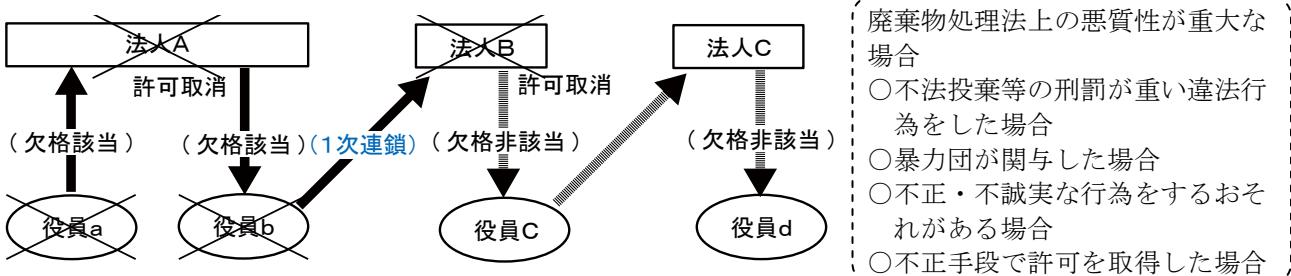
<改正後>

廃棄物処理法上の悪質性が重大なものである場合（パターン①）と、悪質性が重大なものでない場合（パターン②）に分けて、欠格要件が設定された。

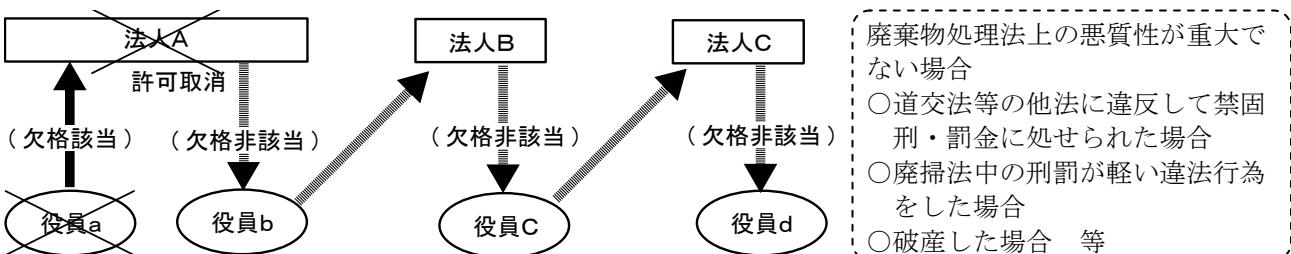
悪質な違反を犯して許可が取り消される場合（パターン①）には、違反した会社と、もし役員が兼任している場合は、次の会社まで取り消す（1次連鎖まで）。

また、悪質な違反でないもの（パターン②）であれば、その会社だけを取消し、以降連鎖しない。

パターン① 法人 A の許可取消原因が、廃棄物処理法上の悪質性が重大なものである場合



パターン② 法人 A の許可取消原因が、廃棄物処理法上の悪質性が重大なものでない場合



18. 産業廃棄物収集運搬業許可の合理化（法 24 条の 2、令第 27 条） 特別管理産業廃棄物も同様

廃棄物処理法の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市長が行うこととすることができます。（法第 24 条の 2）

<改正前>

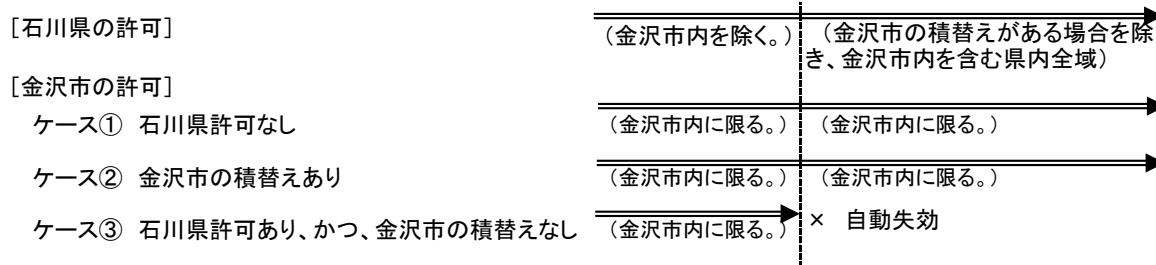
都道府県知事の権限に属する事務のうち、廃棄物再生事業者の登録に関する事務以外の事務は、地方自治法上の指定都市の長、中核市並びに呉市、大牟田市及び佐世保市の長（以下「指定都市の長等」という。）が行う。

<改正後>

法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務は、指定都市の長等が行う。

- (1) 廃棄物再生事業者の登録に関する事務
- (2) 産業廃棄物収集運搬業に関する事務（①及び②を除く）
 - ① 都道府県内の一の指定都市の長等の管轄区域内のみにおいて業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可
 - ② 産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行おうとする産業廃棄物の収集又は運搬に係る許可
- (3) (2)に係る改善命令、許可取消、意見聴取に関する事務

—イメージ図—



<経過措置>

平成23年4月1日の法施行の際現に指定都市の長等の許可（以下「市長許可」という。）を受けている者であって、施行後において市長許可の範囲内で収集運搬業を行うには都道府県知事の許可又は変更の許可を受けなければならないこととなるものは、市長許可の有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例により市長許可の範囲内で（特別管理）産業廃棄物の収集又は運搬を業として行うことができる。

※金沢市許可の失効までの間は、車両、役員等の変更届出は、県と市の両方に提出が必要

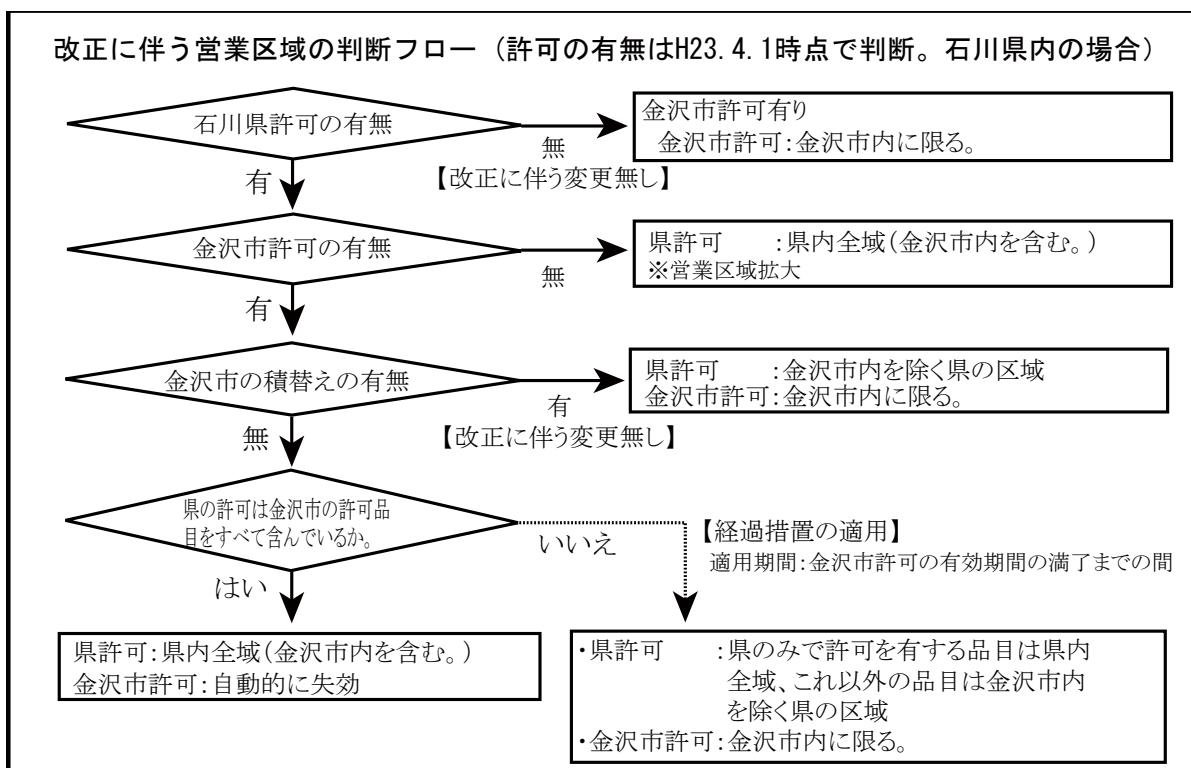
—具体例—

石川県（がれき類、積替えなし）、金沢市（がれき類、金属くず、積替えなし）の収集運搬業の許可を有している者

（経過措置の考え方）

金沢市長の許可は、平成23年4月1日の施行と同時に失効するため、金沢市内で金属くずを扱うことができなくなるが、経過措置により、金沢市の許可の有効期限までに限り、従前の許可の範囲内で引き続き業を行うことができる。

石川県知事の金属くずの追加の変更許可を受けた時点で、経過措置が適用されなくなる。



関連改正

- ・ 許可証の様式に、同一都道府県の政令市の許可の有無の欄が追加。
- ・ 変更の届出を要する事項として、同一の都道府県内の政令市の許可の有無を追加。
- ・ 変更の届出を要する場合において、当該届出に関する事項が許可証の記載事項に該当するときは、許可証の書き換えを受けることができる。

※ 改正政令の公布（平成 22 年 12 月 22 日）以前に、県が交付した産業廃棄物収集運搬業許可証には、「営業区域は、金沢市の区域を除く石川県の区域」と記載されていますが、改正政令施行（平成 23 年 4 月 1 日）後は、金沢市の積替えの許可を有さない者であって、経過措置が適用されないものは、この記載にかかわらず、県の許可により金沢市内を含む石川県内全域での収集運搬が可能となります。

19. 多量排出事業者処理計画の見直しと罰則の創設

(法第 12 条第 9 項、第 10 項、第 12 条の 2 第 9 項、第 10 項、第 33 条／規則第 8 条の 4 の 5～第 8 条の 4 の 7、第 8 条の 17 の 2～第 8 条の 17 の 4 等)

一部変更、特別管理産業廃棄物も同様

多量排出事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、都道府県知事等へその計画を当該年度の 6 月 30 日までに提出し、翌年度の 6 月 30 日までにその実施状況を報告しなければならない。

多量排出事象者：前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 t（特別管理産業廃棄物は 50 t）以上の事業場を設置している事業者

<改正内容>

(1) 計画書及び報告書の様式の変更（様式第 2 号の 8, 9, 13, 14）

[处理の委託に関しては、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定
処理業者への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者へ
の焼却処理委託量等を記入]

(2) 都道府県知事等は、個々の事業者の計画及び実施状況について、インターネットの利用により公表する。（平成 23 年 10 月 1 日施行）

(3) 計画の提出及びその実施状況の報告は、電子ファイルで行うことも可能。

(4) 新たに罰則が設けられた。

<罰則>

計画を提出せず、虚偽の記載をしてこれを提出した者、実施状況を報告せず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

<その他詳細について>

申請方法等の詳細については、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル（第 2 版）（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 23 年 3 月）を参照ください。

20. 廃棄物の輸入の許可の対象の拡大

(法第 15 条の 4 の 5／令第 6 条の 2、第 6 条の 12 等)

一部変更

<改正前>

環境大臣の許可を受けて廃棄物を輸入できる者として、

産業廃棄物処分業者 又は 許可施設を設置している自社処理事業者

<改正後>

環境大臣の許可を受けて廃棄物を輸入できる者として、

国外廃棄物を他人に委託して適正に処理することができ、当該国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められる者 が追加された。

※ 主に、途上国等で処理が困難だが我が国では処理が可能な、自社（グループ企業、海外法人、商社等を含む。）の製品や、自社の工場から生じた廃棄物などを対象。

21. 大臣認定制度に係る監督規定等の整備

(法第 9 条の 8、第 9 条の 9、第 9 条の 10、第 15 条の 4 の 2、第 15 条の 4 の 3、第 15 条の 4 の 4、
第 18 条、第 19 条)

一部変更

- (1) 環境大臣の認定を受けた再生利用認定業者、広域的処理認定業者又は無害化処理認定業者が、認定に係る事項を変更する場合の認定及び届出に係る規定が整備された。
- (2) 環境大臣は、再生利用認定業者、広域的処理認定業者又は無害化処理認定業者が、変更の認定又は届出に係る規定に違反したときは認定を取り消すことができるとされた。
- (3) 環境大臣は、再生利用認定業者又は広域的処理認定業者に対し、報告徴収及び立入検査をできることとされた。
- (4) 広域的認定処理業者に係る車両の表示が合理化された。

22. 熱回収施設設置者認定制度の創設

(法第 15 条の 3 の 3／令第 7 条の 3、第 7 条の 4

／規則第 12 条の 11 の 5～第 12 条の 11 の 11)

全部追加、一般廃棄物処理施設も同じ

許可に係る一般廃棄物処理施設（焼却施設）又は、産業廃棄物処理施設（焼却施設）であって、熱回収の機能を有するものを設置している者は、環境省令で定めるところにより、次の認定基準のいずれにも適合していることについて、都道府県知事等の認定を受けることができる。

認定については、5 年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

＜認定基準＞

- (1) 熱回収施設が、環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
 - ① 産業廃棄物処理施設の技術上の基準に適合していること。
 - ② 発電の用に供する熱回収施設にあっては、ボイラー及び発電機が設けられていること。ただし、発電の用に供する熱回収施設がガス化改質方式の焼却施設である場合にあっては、発電機が設けられていることをもって足りる。
 - ③ 発電の用に供する熱回収施設以外の熱回収施設にあっては、ボイラー又は熱交換器が設けられていること。
 - ④ 熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。
- (2) 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続的に行うに足りるものとして、次の①及び②の基準に適合すること。
 - ① 次の基準に適合した熱回収を行うことができる者であること。

ア 年間の熱回収率が、10%以上であること。（次の算式により算定すること。）

※ 認定申請書には、過去 1 年間の実績の添付が必要

$$A = \frac{E \times 3600 + H - F}{I} \times 100$$

A : 熱回収率（単位：%）

E : 熱回収により得られる熱を変換して得られる電気の量（単位メガワット時）

H : 熱回収により得られる熱量からその熱の全部又は一部を電気に変換する場合における当該変換される熱量を減じて得た熱量（単位メガジュール）

F : 廃棄物以外の物であって燃焼の用に供することができるものを熱を得ることに利用することにより得られる熱量（単位メガジュール）

F (MJ) = 0.2 × 化石燃料の熱量 (MJ) + 0.1 × 化石燃料以外の燃料の熱量 (MJ)

・ 化石燃料 : 灯油、重油、ガス、コークス等

・ 化石燃料以外の燃料 : RDF、RPF、再生油、廃タイヤチップ、木質チップ等のうち購入されたものをいう。

I : 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量（単位メガジュール）

イ 当該熱回収施設に投入される廃棄物の総熱量と燃料の総熱量を合計した熱量の 30% を超えて燃料の投入を行わないこと。

② 当該熱回収施設における必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。

<認定のメリット>

- (1) 定期検査の規定は適用しない。
- (2) 保管する産業廃棄物の数量を一日当たりの処理能力の 21 日分とすることができる。

<熱回収率等の報告>

毎年 6 月 30 日までに、前年度の 1 年間における当該熱回収施設の熱回収率等を記載した報告書を都道府県知事等に提出しなければならない。

<その他詳細について>

- (1) 申請方法等の詳細については、廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル（環境省：平成 23 年 2 月）を参照ください。
- (2) 認定申請手数料について（石川県手数料条例）
 - ・熱回収施設設置者認定申請手数料 : 33,000 円
 - ・熱回収施設設置者認定更新申請手数料 : 20,000 円

23. 会社法改正に伴う経理的基礎に関する提出書類の見直し（規則第 9 条の 2 等）一部追加

産業廃棄物処理業等の申請時の法人に対する提出書類として、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」が追加された。

24. 廃石綿等の埋立処分基準の強化（令第 6 条の 5）

下線部変更

<改正前>

廃石綿等の埋立処分を行う場合には、次によること。

- (1) 大気中に飛散しないように、あらかじめ、次のいずれかの措置を講じること。
 - ① 耐水性の材料で二重にこん包すること。
 - ② 固型化すること。
- (2) 埋立処分は、最終処分場（令第 7 条第 14 号に規定する産業廃棄物の最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと。

<改正後>

- (1) 大気中に飛散しないように、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。

※ 薬剤による安定化の例：「粉じん飛散抑制剤」（大気汚染防止法）や「石綿飛散防止剤」（建築基準法）などの薬剤により石綿が飛散しないよう措置すること
※ その他これらに準ずる措置の例：大気汚染防止法の特定粉じん排出作業に係る規制基準（作業基準）に定められている「薬液等により湿潤化すること」が該当

- (2) 埋立処分は、最終処分場（令第 7 条第 14 号に規定する産業廃棄物の最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこと。

- (3) 埋め立てる廃石綿等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

※ 即日覆土に係る規定を追加

25. 許可を要しない産業廃棄物処理施設の軽微な変更の見直し（規則第 12 条の 8）一部変更

産業廃棄物処理施設について変更の許可を要する事項のうち、「当該変更によって処理能力が 10% 以上変更されるに至るもの」とあるのを、「当該変更によって処理能力が 10% 以上増大するもの」に変更された。

26. 広域再生利用指定制度の廃止

制度の廃止

平成 15 年の法改正による広域認定制度の創設に伴い、広域再生利用指定制度は廃止されたものの、環境省令の附則の経過措置により、既に指定を受けている者は、当分の間、引き続き同指定制度に基づく処理を行うことができたが、今般、当該経過措置が廃止された。

これに伴い、産業廃棄物に該当する自動車用の廃タイヤについての指定制度がなくなることから、事業者は、通常の産業廃棄物と同様に取り扱う必要がある。

<参考：環境省ホームページから>

自動車用ゴムタイヤが産業廃棄物となったものの取扱いについて

自動車用ゴムタイヤが産業廃棄物となったもの（以下「廃ゴムタイヤ」という。）については、広域再生利用指定制度による指定に基づき処理が行われてまいりました。

広域再生利用指定制度は、広域的に処理することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる産業廃棄物を環境大臣が指定し、これを適正に処理することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者について、収集運搬及び処分業の許可を不要とする制度でしたが、本制度を発展させた広域認定制度が創設されたことから、平成 15 年の廃棄物処理法の改正において廃止されました。

経過措置により、当分の間、広域再生利用指定制度に基づく処理が認められてきたところですが、今般、当該経過措置の廃止に伴い、平成 23 年 4 月 1 日以降は、通常の産業廃棄物と同じ取扱いになります。

排出事業者、収集運搬業者、処分業者においては、廃棄物処理法に則り、適正に処理されるようお願いいたします。

Q & A

Q 1 : 広域再生利用指定制度により指定を受けていたタイヤ販売店では、平成 23 年 4 月 1 日以降、廃ゴムタイヤの引き取れなくなりますか？

A 1 :

産業廃棄物収集運搬業の許可を有しないタイヤ販売店は、廃ゴムタイヤを引き取ることはできません。

ただし、タイヤ交換というタイヤ販売店の事業活動に伴って排出された廃ゴムタイヤや、新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引き取り、収集運搬する下取り行為の場合については、産業廃棄物収集運搬業の許可を有しないタイヤ販売店でも引き取ることができます。この場合において、タイヤ販売店が排出事業者（廃ゴムタイヤを排出しようとする者）になりますので、下記 Q 2 をご参照ください。

<参考> 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務の取扱いについて（平成 12 年 09 月 29 日衛産 79 号）

Q 2 : 平成 23 年 4 月 1 日以降、排出事業者（廃ゴムタイヤを排出しようとする者）が廃ゴムタイヤの処理を委託するにはどうしたらよいですか？

A 2 :

排出事業者は、運搬については産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者に、処分については産業廃棄物処分業の許可を有する者にそれぞれ委託しなければなりません。また、排出事業者には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付する義務があります。

Q 3 : 自動車用ゴムタイヤが一般廃棄物となったものの取り扱いに関して、制度の変更はありますか？

A 3 :

自動車用ゴムタイヤが 一般廃棄物となったもの の取り扱いに関しては、制度の変更はありません。

☆ この資料は、改正法等の内容をもとに一部省略して作成していますので、詳細については、次の法令及び、環境省の施行通知、マニュアル等を参照下さい。

(1) 法令

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律 | 平成 22 年 5 月 19 日公布 |
| ② " 施行令の一部を改正する政令 | 平成 22 年 12 月 22 日公布 |
| ③ " 施行規則等の一部を改正する省令 | 平成 23 年 1 月 28 日公布 |

(2) 環境省通知

- ① 施行通知（部長）（環廃対発第 110204004 号、環廃産発第 110204001 号 平成 23 年 2 月 4 日）
- ② 施行通知（課長）（環廃対発第 110204005 号、環廃産発第 110204002 号 平成 23 年 2 月 4 日）
- ③ 産業廃棄物管理票制度の運用について（環廃産発第 110317001 号 平成 23 年 3 月 17 日）
- ④ 建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（環廃産第 110329004 号 平成 23 年 3 月 30 日）
- ⑤ 石綿含有廃棄物等の適正処理について（環廃対発第 110331001 号、環廃産発第 110331004 号 平成 23 年 3 月 31 日）

(3) マニュアル

- ① 廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 23 年 2 月）
- ② 優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 23 年 3 月）
- ③ 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理計画実施状況報告策定マニュアル
(第 2 版)（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 23 年 3 月）
- ④ 石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 2 版）（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 23 年 3 月）
- ⑤ **廃棄物処理施設の定期検査ガイドライン（第 1 版）**（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 平成 23 年 4 月）

☆ 平成 23 年 4 月 1 日施行の廃棄物処理法、令、規則（様式を含む。）及び環境省の施行通知は、次のホームページをご覧ください。

○ 環境省「平成 22 年改正廃棄物処理法について」ホームページ

環境省トップページ>廃棄物・リサイクル対策>廃棄物の現状

http://www.env.go.jp/recycle/waste_law/kaisei2010/index.html

○ 石川県「廃棄物処理法の改正について」ホームページ

石川県トップページ>連絡先一覧>環境部・廃棄物対策課>廃棄物処理法の改正について

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/haitai/info/houkaisei.html>

☆ お問い合わせ先

関係行政機関等	所 在 地	連絡先
石川県廃棄物対策課	〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地	TEL : 076-225-1472 (審査) 076-225-1474 (指導) FAX : 076-225-1473 e-mail : e170300@pref.ishikawa.lg.jp
石川県南加賀保健福祉センター	〒923-8648 小松市園町又 48 番地	TEL : 0761-22-0795
石川県石川中央保健福祉センター	〒924-0864 白山市馬場 2 丁目 7 番地	TEL : 076-275-2642
石川県能登中部保健福祉センター	〒926-0021 七尾市本府中町ソ 27 番 9	TEL : 0767-53-2482
石川県能登北部保健福祉センター	〒928-0079 輪島市鳳至町畠田 102 番 4	TEL : 0768-22-2011
金沢市環境指導課	〒920-8577 金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号	TEL : 076-220-2521 FAX : 076-260-7193
社団法人石川県産業廃棄物協会 (マニフェスト取扱い機関) (特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会受付機関) (処理業の許可申請に関する講習会受付機関)	〒920-0918 金沢市尾山町 9 番 13 号 中小企業会館ビル 4F	TEL : 076-224-9101 FAX : 076-224-9102

☆ 法令略称

- 「法」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（改正後）
- 「令」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（改正後）
- 「規則」・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（改正後）
- 「基準省令」・一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（改正後）

「都道府県知事等」・・・石川県の場合は、石川県知事及び金沢市長
「県条例」・・・ふるさと石川の環境を守り育てる条例

